

指定居宅介護支援利用
重要事項説明書

社会福祉法人 泰久会

鈴南の里 居宅介護支援センター

居宅介護支援重要事項説明書

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人泰久会
法人所在地	宮崎県児湯郡川南町大字川南 1 2 7 0 7 番地
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 田ノ上一郎
電話番号	(0983) 27-0969
設立年月日	平成4年3月17日

2 事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号等

事業所名	鈴南の里居宅介護支援センター
所在地	宮崎県児湯郡川南町大字川南 1 2 7 0 7 番地
電話番号	(0983) 27-5895
介護保険指定番号	居宅介護支援 (4572000083号)
管理者	石田智章
開設年月日	平成12年4月1日

(2) 事業所の職員体制

	常 勤	業 務 内 容	計
管理者 (主任介護支援専門員)	1 名	総合相談 ケアプラン作成	1 名
介護支援専門員	1 名以上	総合相談 ケアプラン作成	1 名以上

3 事業の目的及び運営方針

1. 利用者が要介護状態になっても、その可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
2. サービス提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供される指定居宅サービス等が特定の種類、または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立なサービス提供に努めます。
3. 利用者またはその家族に対し、運営規程の概要、その他利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して十分な説明を行い、サービス提供について同意を得ることとします。

4 事業実施地域、営業日及び窓口など

サービスを提供する地域	都農町 川南町 木城町 高鍋町
営 業 日	月曜日～土曜日 (但し土曜日は第4土曜日を営業)
営 業 時 間	午前8時30分～午後5時30分 <u>営業日以外の日・祝祭日及び年末年始は携帯電話への転送で対応します。</u>
利用申込窓口	居宅介護支援事業所 担当 介護支援専門員 石田智章・金丸 登 電話番号 0983-27-5895 (直通) 0983-27-0969 (代表)

5 当事業所が提供するサービスの流れと内容

- ① 身体の状態、置かれている環境等を把握するため介護支援専門員が契約者の家庭を訪問致します。
- ② 契約者または家族等はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であるとともに、当該事業所をケアプランに位置付けた理由の説明を求めることができます。
- ③ 地域における指定居宅サービス等事業者に関するサービスの内容、利用料を契約者または家族等に説明し、サービスの選択をしていただきます。
- ④ 契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ⑤ 居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料について契約者およびその家族に説明し、同意を得た上で決定します。
- ⑥ 契約者及びその家族・指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況や目標に沿ったサービスが提供されているかを確認します。

6 サービス利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されますので自己負担はありません。但し保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。サービス提供証明書を発行いたします。

①基本料金

居宅介護支援費

区分	取扱い件数	要介護１・２	要介護３・４・５
I	４５件未満	１０，８６０円／月	１４，１１０円／月
II	４５件以上６０件未満	５，４４０円／月	７，０４０円／月
III	６０件以上	３，２６０円／月	４，２２０円／月

②加算料金

加算名	料 金	算 定 要 件
初回加算	３，０００円	新規に居宅サービス計画を作成した場合 要介護状態区分が２段階以上変更となった場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合
入院時情報連携加算	２，５００円	利用者が入院するに当たって、病院等の職員に対して、利用者に関する必要な情報を入院した日のうちに提供した場合（利用者１人につき月１回を限度） ※営業時間終了後または営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む
	２，０００円	利用者が入院するに当たって、病院等の職員に対して、利用者に関する必要な情報を入院した日の翌日または翌々日に提供した場合（利用者１人につき月１回を限度） ※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して３日目が営業日でない場合は、その翌日を含む
退院・退所時加算	（カンファレンス参加無） 連携１回：４，５００円 連携２回：６，０００円	利用者の入院・退所に当たって、病院または地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設等の職員と面談をして、必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画を作成した場合（入院または入所期間中につき１回を限度）
退院・退所時加算	（カンファレンス参加有） 連携１回：６，０００円 連携２回：７，５００円 連携３回：９，０００円	
通院時情報連携加算	５００円	利用者が医療機関において、医師または歯科医師の診察を受ける時に介護支援専門員が同席し、医師または歯科医師等に対して利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報を提供するとともに、医師または歯科医師から利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画書に記録した場合

緊急時等居宅 カンファレンス 加算	2, 0 0 0 円	病院等の求めにより、病院等の職員と居宅を訪問しカンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合
ターミナルケア アマネジメント 加算	4, 0 0 0 円	末期の悪性腫瘍であって、在宅でお亡くなりになられた利用者が対象 24時間連絡がとれる体制を確保し、かつ必要に応じて、指定居宅介護支援を行うことができる体制 終末期の医療やケアの方針に関して、利用者または家族の意向を把握した上で、お亡くなりになられた日およびお亡くなりになられた日前14日以内に2日以上、利用者又は家族の同意を得て、利用者の居宅を訪問し利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者を提供した場合
介護職員等処 遇改善加算	総利用単位数（基本料金＋各種加算減算）の2. 1 %	職員の処遇改善を図り、安定的な人材確保とサービスの質の向上を目的とする キャリアパス要件及び職場環境等要件を満たしていること

（２）支払方法

料金が発生する場合、1 か月ごとの精算とし、請求しますので、翌月末日までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行します。

お支払方法は、銀行振込、現金集金、口座自動引き落としの3通りの中からお選び頂けます。

・指定口座への振り込み先

高鍋信用金庫 川南支店 普通預金 1 0 7 9 0 2 5

社会福祉法人泰久会 理事長 田ノ上 一郎

・金融機関口座から自動引き落とし

ご利用できる金融機関 高鍋信用金庫 川南支店

7. サービスの利用方法

（１）サービスの利用開始

①介護支援専門員が自宅にお伺いし、契約を締結したのちサービス提供を開始致します。

②利用者等は入院時には担当ケアマネージャーの氏名等を入院先医療機関に申し出るようにしてください。

(2) サービスの終了

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとしますが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

① 利用者の都合でサービスを終了する場合

文書での申し出があればいつでも解約できます。その場合には、**契約終了を希望する7日前までに解約届出書をご提出ください。**

以下の場合には、即時に解約・解除することができます。

- ・作成した居宅サービス計画書に同意できない場合
- ・当事業所もしくは介護支援専門員が正当な理由なく契約書に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ・当事業所もしくは介護支援専門員が、守秘義務に違反した場合
- ・当事業所もしくは介護支援専門員が、故意または過失により契約者の身体、財産、信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1か月までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介致します。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了致します。

- ・契約者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた契約者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
- ・契約者がお亡くなりになった場合
- ・居住地がサービス提供地域外に移った場合
- ・契約者の要介護認定区分が、要支援1または要支援2と認定された場合

④ その他

- (1) 契約者や家族などが、当事業所や介護支援専門員に対して契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

(2) 介護支援専門員の交替

・事業者からの介護支援専門員の交替

事業所の都合により、介護支援専門員を交替する事があります。交替する場合には、契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように、十分に配慮致します。

・契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当事業所の介護支援専門員が業務上不適切と認められる事情、その他交替を希望する理由を明らかにして、事業所に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

(3) 秘密保持

- ・ サービスを提供する上で知り得た契約者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は解約後も同様です。
- ・ サービス担当者会議等において個人情報を用いる場合は、文書により同意を得た上で契約者及びその家族に関する情報を使用・提供・収集を行っていきます。

(4) 事故発生時の対応

- ・ 契約者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに関係機関及び契約者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。また、事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。
- ・ 当事業所の責任により契約者に生じた損害については、速やかにその損害賠償致します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、契約者に故意または過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、当事業所の損害賠償責任を減じる場合があります。

8. サービス内容に関する苦情受付について

- (1) 居宅介護支援に関する苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての苦情を下記窓口で受け付けます。

鈴南の里居宅介護 支援センター ご利用相談室	窓口担当者	石 田 智 章
	ご利用時間	月曜～土曜 (土曜日については第4土曜日に受付)
		8時30分～17時30分(時間外でも対応いたします。)
	電 話	0983-27-5895 (直通) 0983-27-0969 (代表)
	FAX	0983-27-0968

(2) 行政機関その他苦情受付機関

川南町役場 福祉課 介護保険係	所在地 宮崎県児湯郡川南町大字川南 13680 番地 1 電 話 0 9 8 3 - 2 7 - 8 0 0 8
都農町役場 福祉課 介護保険係	所在地 宮崎県児湯郡都農町大字川北 4874 番地 2 電 話 0 9 8 3 - 2 5 - 5 7 1 4
高鍋町役場 健康保険課 介護・高齢者福祉係	所在地 宮崎県児湯郡高鍋町大字上江 8437 番地 電 話 0 9 8 3 - 2 6 - 2 0 0 8
木城町役場 福祉保健課 介護保険係	所在地 宮崎県児湯郡木城町大字高城 1227 番地 1 電 話 0 9 8 3 - 3 2 - 4 7 3 4
国民健康保険団体連合会	所在地 宮崎県宮崎市下原町 231 番地 1 号 電 話 0 9 8 5 - 2 5 - 4 9 0 1

9. ハラスメント対策

(1) 適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置をします。

- ・ 契約者（利用者）、ご家族様または身元引受人等からの事業所やサービス従事者、その他関係者に対して故意に暴力や暴言等の法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合は、サービスのご利用を一時中止または契約を破棄させていただく場合があります。

10. 感染症の予防及びまん延の防止、非常災害発生時の対策

(1) 感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施する及び非常時に早期の業務再開を図るための業務継続計画（BCP）を策定し、計画に従い必要な措置を講じます。

- ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について事業所内で周知徹底します。
- ・ 感染症の予防及びまん延防止、非常災害発生時の対応のための指針を整備します。
- ・ 感染症の予防及びまん延防止、非常災害発生時のための研修および訓練を定期的の実施します。
- ・ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行っていきます。

11. 虐待防止

(1) 虐待は、契約者（利用者）の尊厳の保持や人格の尊重に深刻な影響を及ぼすため、虐待防止のために必要な措置を講じます。

- ・ 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について事業所内で周知徹底します。
- ・ 虐待防止のための指針を整備します。
- ・ 虐待防止を啓発・普及するための研修会を定期的の実施します。

- ・虐待防止に関する措置を適切に実施するために担当者を設置しています。

虐待防止担当者	居宅介護支援事業所管理者	石田智章
---------	--------------	------

1 2. 身体拘束等の適正化

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

附 則

この説明書は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
 この説明書は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
 この説明書は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
 この説明書は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
 この説明書は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。
 この説明書は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
 この説明書は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
 この説明書は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
 この説明書は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
 この説明書は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
 この説明書は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
 この説明書は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
 この説明書は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
 この説明書は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
 この説明書は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。
 この説明書は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
 この説明書は、令和 1 年 5 月 1 日から施行する。
 この説明書は、令和 1 年 10 月 1 日から施行する。
 この説明書は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
 この説明書は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
 この説明書は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
 この説明書は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対しての本書面に基づいて重要な事項をご説明致しました。

事業所所在地 宮崎県児湯郡川南町大字川南 1 2 7 0 7 番地

事業者名 社会福祉法人 泰久会
鈴南の里居宅介護支援センター

説 明 者 介護支援専門員 氏名 印

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、内容に同意を致しました。

令和 年 月 日

契 約 者 住 所

氏 名 印

代 筆 者 住 所

氏 名 (続柄) 印